附　則

（施行期日）

1　この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。附則第三項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年三月十二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。ただし、附則第十項から第十二項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正法施行日において現に次の各号に掲げる技能検定員審査に合格している者は、それぞれ当該各号に定める技能検定員審査に合格した者とみなす。

一　改正前の技能検定員審査等に関する規則（以下「旧規則」という。）第一条第二号の技能検定員審査（中型）　改正後の技能検定員審査等に関する規則（以下「新規則」という。）第一条第二号の技能検定員審査（中型）

二　旧規則第一条第三号の技能検定員審査（普通）　新規則第一条第四号の技能検定員審査（普通）

三　旧規則第一条第九号の技能検定員審査（中型二種）　新規則第一条第十号の技能検定員審査（中型二種）

四　旧規則第一条第十号の技能検定員審査（普通二種）　新規則第一条第十一号の技能検定員審査（普通二種）

3　改正法施行日前に次の各号に掲げる運転免許（以下「免許」という。）に係る旧規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書は、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書とみなす。

一　改正法による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第八十四条第三項の中型自動車免許（以下「旧法中型免許」という。）　改正法による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第八十四条第三項の普通自動車免許

二　旧法第八十四条第三項の普通自動車免許（以下「旧法普通免許」という。）　新法第八十四条第三項の普通自動車免許

三　旧法第八十四条第四項の中型自動車第二種免許（以下「旧法中型第二種免許」という。）　新法第八十四条第四項の中型自動車第二種免許

四　旧法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許（以下「旧法普通第二種免許」という。）　新法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第１号（第３条及び第11条関係）

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	

技能検定員
教習指導員 審査申請書　　年　月　日

公安委員会　殿

技能検定員 教習指導員 審査の種類	大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・けん引・大型二種・中型二種・普通二種		
申請者	本籍・国籍		写真
	住所		
	ふりがな 氏名 生年月日	年　月　日生	
現に受けている免許	交付公安委員会	公安委員会	
	交付年月日・番号	年　月　日	有効期間の末日　年　月　日
	免許証番号	第　号	
	免許年月日・種類	大自二　普自二　年　月　日	
		その他　年　月　日	
	免許の種類	大型　中型　準中型　普通　大特　大自二　普自二　けん引　大二　中二　普二	
	免許の条件		

備考　１　※印欄には、記載しないこと。

２　写真は、申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

３　免許年月日・種類欄は、年号及び年月日を記載するほか、現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

別記様式第１号（第３条及び第11条関係）

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	

技能検定員
教習指導員 審査申請書　　年　月　日

公安委員会　殿

技能検定員 教習指導員 審査の種類	大型・中型・普通・大特・大自二・普自二・けん引・大型二種・中型二種・普通二種		
申請者	本籍・国籍		写真
	住所		
	ふりがな 氏名 生年月日	年　月　日生	
現に受けている免許	交付公安委員会	公安委員会	
	交付年月日・番号	年　月　日	有効期間の末日　年　月　日
	免許証番号	第　号	
	免許年月日・種類	大自二　普自二　年　月　日	
		その他　年　月　日	
	免許の種類	大型　中型　普通　大特　大自二　普自二　けん引　大二　中二　普二	
	免許の条件		

備考　１　※印欄には、記載しないこと。

２　写真は、申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

３　免許年月日・種類欄は、年号及び年月日を記載するほか、現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。